

人材紹介契約書

(紹介料の返還)

第8条 採用決定者が、就業開始後に自らの意思で退職し、または採用決定者の責めに帰すべき事由を原因として解雇された場合（以下、「退社等」という。）、乙は紹介料の一部を次の各号のとおり返還するものとする。ただし、退社等の原因が専ら甲に存する場合はこの限りではない。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| (1) 入社後 1 か月未満の場合 | 紹介料の 80%に相当する額 |
| (2) 入社後 1 か月以上 3 か月未満の場合 | 紹介料の 50%に相当する額 |